

水道管路等設計業務委託
共通仕様書

令和元年6月版
春日那珂川水道企業団

総 則

(目的)

第1条 本共通仕様書は、(以下「本仕様書」という。)春日那珂川水道企業団(以下「甲」という。)が発注する水道管路等の工事に関する設計業務に係る設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(適用)

第2条 業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書の定める仕様に従い施行しなければならない。また、本仕様書と特記仕様書の間には相違がある場合は、特記仕様書を優先する。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、(以下「乙」という。)業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の保持)

第4条 乙は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

(指示事項)

第5条 乙は、業務遂行にあたり、内容を熟知するとともに、甲の監督員(以下「監督員」という。)と緊密な連絡をとり十分な打合せを行い、その指示事項は厳守しなければならない。

(管理技術者)

第6条 乙は、設計業務における管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3 管理技術者は、業務の履行にあたり、技術士またはシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

4 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 乙は、設計業務における照査技術者を定め、甲に通知するものとする。

2 照査技術者は、業務の履行にあたり、技術士またはRCCMの資格保有者あるい

はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

- 3 照査技術者は、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。
 - (1) 基本条件の内容確認について
 - (2) 設計図面について
 - (3) 設計図面に基づく数量計算書の整合性
- 4 照査技術者は、設計図書に定めるまたは監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴い照査結果を照査報告書としてとりまとめ、署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
- 6 照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。

(担当技術者)

- 第8条 乙は、設計業務における担当技術者を定め、甲に通知するものとする。
- 2 担当技術者は、管理技術者を兼ねることができる。
 - 3 担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。
 - 4 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(業務の着手及び工程管理)

- 第9条 乙は、着手届、業務工程表及び管理技術者等選任届提出後7日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合における着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため、監督員と打合せまたは現地調査を開始することをいう。
- 2 乙は、業務の進捗状況を甲に通知するため、月初めに業務工程表に実施分を記入し、提出しなければならない。

(官公署及びその他関連機関との協議)

- 第10条 乙は、業務遂行に必要な官公署及びその他関連機関との諸協議を迅速且つ確実に行い、その経過について速やかに報告するとともに記録簿に記し提出しなければならない。

(損害補償)

- 第11条 乙は、業務遂行にあたり、住民その他第三者に損害を与えた場合は遅滞なく甲に届出を行い、監督員の指示に従うとともに、適切な処置を講じなければならない。この際に要する費用はすべて乙の負担とする。

(委託数量)

- 第12条 契約書記載の数量は、予定数量であって甲の都合等により多少増減することがある。

(疑義の解釈)

第13条 業務に必要な資料及び仕様書等について疑義を生じたときは監督員と緊密な連絡をとり、その指示または承認を受けなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項であっても業務の遂行上当然必要と認められるものについては、監督員の指示により行わなければならない。

(準拠すべき図書)

第14条 本業務は、本共通仕様書のほか下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

- (1) 水道工事標準仕様書（日本水道協会 2010年版）
- (2) 水道施設設計指針（日本水道協会 2012年版）
- (3) 土木工事共通仕様書（福岡県土木部 平成28年4月版）
- (4) 土木工事施工管理の手引き（福岡県土木部 平成28年4月版）
- (5) 日本産業規格（JIS）
- (6) 日本水道協会規格（JWWA）

(設計)

第15条 乙は、甲からの貸与資料及び乙の調査資料、また関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙の「設計業務統一事項」に基づき業務を行うものとする。

(提出書類)

第16条 乙は、契約締結後より業務完了までに下記に掲げる書類を「委託提出書類様式集」の様式にて甲に提出し、承認を受けなければならない。また、提出部数は各1部とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者等選任届
- (4) 受託者証発行申請書
- (5) 再委託届出書 ※該当する場合のみ
- (6) 完了届
- (7) 報告書
 - ※照査報告書（照査結果を含む）を提出
 - ※調査書類（地下埋設物調査、給水管調査）は別冊で1部提出
- (8) 参考資料

※詳細は別紙の「設計業務統一事項」を参照すること。

※(1)～(3)については、契約締結後14日以内に甲に提出すること。